

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 10 月 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
令和 7 年度原子力防災活動資機材保守点検及び補修業務
- (2) 業務の仕様
仕様書のとおり
- (3) 期間
契約日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部原子力防災課（京都府庁第 1 号館 6 階）
電話番号(075)414-4473
ファックス(075)414-4477
- (2) 入札説明書の交付の日時
令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 7 日（火）まで
（日曜日及び土曜日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
大分類「9 機器等保守点検」－小分類「2 計測機器」
- (3) 5 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止がなされていない者であること。
- (4) 過去 2 年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を有すること。

4 資格審査の認定手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の交付期間等
ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 原則として、アに定めた期間中に、京都府ホームページ上からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、2の(2)の期間に、2の(1)の場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の受付期間

2の(2)に同じ。

(3) 提出場所

2の(1)に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参の場合

受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便により受付期間内に必着のこと。

(5) 提出資料

ア 確認申請書

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 過去2年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体から同種の事業を受託した実績を証する書類

また、規則第159条第2項第3号による契約保証金の免除を希望する者にあつては、過去2年間に国又は地方公共団体（独立行政法人等は除く。）と直接締結した契約において、同種かつ同等以上の履行実績を2件以上記入し、契約書等の写しを添付して提出すること。

(6) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

6 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質疑書

ア 受付期間 2の(2)に同じ。

イ 提出方法 2の(1)まで提出すること

(2) 回答書

ア 回答書は、令和7年10月9日（木）に京都府のホームページに掲載する。

イ 回答書の内容は仕様書の一部として入札条件になる。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和7年10月14日（火）午前10時
- イ 場所 京都府庁第1号館6階本部会議室C

(2) 入札の方法

- ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 入札回数は2回までとする。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ク 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者
- コ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証

をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159 条第 2 項に該当する場合は契約保証金を免除する。

10 その他

- (1) 1 から 9 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は入札説明書による。